

障第739号
令和4年9月16日

福祉型児童発達支援センター管理者 様
児童発達支援事業所管理者 様
医療型児童発達支援事業所管理者 様
(岐阜市所管事業所を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

児童発達支援事業所における車両送迎の安全管理実施状況調査について（依頼）

平素より県の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

先般、静岡県牧之原市において認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

これを受け、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より、児童発達支援事業所における車両による送迎について、安全管理の実施状況に関する調査依頼がありましたので、お知らせします。

各事業所におかれましては、ご多忙のところ大変恐れ入りますが、下記に留意いただき期限内にご回答いただきますようお願いいたします。

記

1. 調査対象事業所について

調査の対象は以下の障害児通所支援事業所（岐阜市所管事業所を除く。）です。

- ・福祉型児童発達支援センター
- ・児童発達支援事業所（重症心身障害児対象も含む）
- ・医療型児童発達支援事業所

2. 回答方法について

下記の県ホームページに掲載しております「【別添2】障害児通所支援（別添）点検項目」（エクセルファイル）に回答いただいた後、県ホームページにあるオンライン回答フォームへ添付のうえご回答ください。

【県ホームページ】

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者 > 法令・計画等 > 指定事業者の皆さまへR4 > 照会等

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/216887.html>

3. 回答期限について

令和4年9月22日(木)【厳守】

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		